

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

吉田町水環境保全計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県榛原郡吉田町

3 地域再生計画の区域

静岡県榛原郡吉田町の全域

4 地域再生計画の目標

吉田町は、県都静岡市から約25km、浜松市から約50km、一級河川大井川西岸に位置し、北は島田市、東は大井川を挟んで大井川町、西は牧之原市に接し、南は駿河湾に面した面積20,84km²の町である。

南アルプスから流れ出る大井川の伏流水に恵まれ、古くから“うなぎの町”として知られる当町は、昭和44年の東名吉田インターチェンジ開設により、豊富な水資源に加えて交通の利便性が向上したことで、企業の立地が活発化し人口も増加しており、農漁村型社会から都市近郊型社会へと移りつつある。

こうした中、特に養鰻池の跡地を中心として宅地開発が盛んに行われたことにより、人口が増加し、未処理の生活雑排水が小河川へ流入し、河川水の汚染が問題となってきた。町では平成2年度から公共下水道整備を推進し、平成7年度にはその一部の供用を開始したものの、その区域は町の南部地域に限られている。このことから、自然との調和のとれた生活環境を取り戻すため、「住民と水のふれあいの場」として設置した公園内の河川の水質を改善し、“子供たちが大人と共に安心・安全に触れ合えるような”美しい水辺空間を取り戻すことが当町の喫緊の課題となっている。

本町の第4次総合計画では「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち吉田町」をキャッチフレーズに地域の特性を生かした行財政運営を行うとともに、住民のコンセンサス（同意）を基本とした創意工夫に富んだ施策を展開するため、住民一人ひとりが知恵を出し合い、自分たちの町の将来を考えることができる環境を整備し、地域住民との連携を強化したまちづくりを進めている。今回の事業においては、交付金を活用し、ハード面では公共下水道及び浄化槽の整備、ソフト面では緑化の推進及び住民による水辺空間の美観を保全しようとする自主的な活動をバックアップすることで、官民協働に

よる水環境及び水辺空間の保全に取り組む。

(目標1)

汚水処理施設の整備の推進

(汚水処理人口普及率を54.4%から61.5%に向上)

(目標2)

都市下水路及び小河川の水質の向上

(神戸都市下水路下流地点のBOD値を、平成19年度2.0mg/lから1.8mg/lに向上)

(住吉川下流地点のBOD値を、平成18年度平均20.7mg/lから16.0mg/lに向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

水環境の保全を推進するため、汚水処理施設整備交付金を活用し、吉田町全域において公共下水道及び浄化槽を効率的に整備し、汚水処理人口普及率の向上及び都市下水路の水質の向上を図る。

この事業によって、側溝や小河川への未処理の生活雑排水の流入を減少させることにより、生活環境の保全が図られ、住民にとって安心・安全な住環境を整備することができる。

また、水道水源や地下水の水質保全、沿岸水域の自然環境を改善させることにより、より発展的な吉田町の未来像を形成することができる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成16年3月に事業認可

[実施主体]

- ・静岡県榛原郡吉田町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 公共下水道事業認可区域
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道事業認可区域以外の区域

[事業期間]

- 公共下水道 平成20年度～平成22年度
- 浄化槽（個人設置型） 平成20年度～平成22年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 200 \sim \phi 250$ 4,400m
単独事業 3,600m
- ・浄化槽（個人設置型） 300基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 公共下水道事業認可区域で800人

浄化槽 公共下水道事業認可区域以外の区域で1,296人

[事業費]

- 公共下水道 事業費450,000千円
(うち、交付金225,000千円)
単独事業費435,000千円
- 浄化槽（個人設置型） 事業費114,714千円
(うち、交付金38,238千円)
- 合計 事業費564,714千円
(うち、交付金263,238千円)
単独事業費435,000千円

5-3 その他の事業

(1) 住民による河川清掃活動のバックアップ

この活動は、地元自治会を発起者とした住民の自主的な活動で、毎年5月の第1日曜日に町の全域において展開される清掃活動である。

本活動は、当町住民の年中行事として定着しており、河川や道路脇の除草など障害物の除去作業や、河川への滞留土砂の浚渫を行うなど、生活環境の保全に大いに寄与しているところである。

町としては、住民の自主性を尊重しつつも、手作業による活動では対応しきれない箇所への機械作業の支援などを実施し、住民主体による河川清

掃活動の効果と意識が今後も持続していくようバックアップしていく。

また、公共下水道の供用が開始された地域においては、河川清掃の際に除去する側溝等の滞留物が年々少なくなっているなど、その効果が誰の目にも明らかであり、河川清掃に参加することで、公共下水道事業及びその加入に対する啓蒙につながると考えられる。

このように、本計画と住民の自主的活動が相互に連動することで、地域が再生し、水環境が改善され、「子供たちが大人と共に安心・安全に触れ合える水辺空間」が形成されると考える。

(2) 学校や各種団体によるボランティア活動

当町では、(1)に記載した住民活動のほか、中学校の生徒による公園や河川のごみ拾いや海岸漂着物の除去作業、また、当町に訪れるサーファー団体による流木等の海岸漂着物の除去作業などが自主的に取り組まれている。

今後も、新たな団体にボランティア活動の実施の呼びかけを行い、このような作業が継続して行われるよう努めていく。

(3) 「吉田町緑のオアシス条例」に基づく緑化の推進

当町では、町民がみどり豊かな都市環境の中で健康で快適な文化生活の営みができるよう、町と町民が一体となって緑化の推進と保全に努め、みどりあふれる都市づくりを図ることを目的に、平成4年に「吉田町緑のオアシス条例」を制定し、緑化を推進している。

条例では、事業場敷地に緑化基準を定めるほか、毎年4月29日の旧「みどりの日」には「吉田町緑のオアシス祭り」と銘打った祭典を開催し、各種講習会で緑化に係る情報提供や、植木市を開くなど様々な催しを行っており、例年大勢の人出で賑わっている。中でも新築家庭への苗木の配布は大変好評で、「緑化」という視点から町的美観形成と生活環境の改善、住民意識の向上に寄与している。

6 計画期間

平成20年度～平成22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度末及び計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査し、評価を行う。また、各年度末の評価に基づいて事業の見直しを図るなど、PD

CAサイクルによる事業の推進を図る。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
特になし